

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年7月14日)

開催日及び場所		令和4年6月14日(火)北陸農政局第1・2会議室		
委員		中田 博繁(弁護士) 木戸 正裕(公認会計士) 久保 豊(ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和3年10月1日～令和4年3月31日		
審議対象案件		259件 うち、1者応札(応募)案件 51件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件2件 (抽出率1.9%) (抽出率3.9%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
	随意契約	該当なし		
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	抽出なし
			簡易公募型プロポーザル	抽出なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約		該当なし	
	物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	抽出なし	
随意契約(その他)		抽出なし		
(特記事項)			なし	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>1 一般競争（簡易型総合評価） 関川用水農業水利事業 笹ヶ峰ダム取水ゲート設備改修工事</p>	
	<p>◆入札不調となった際に実施したアンケート結果では、工期（2年間）が長いという意見があるが、短縮する余地はなかったのか。</p> <p>◆1者応札となった結果について、事後審査は行なわれているのか。</p> <p>◆取水設備のスクリーンの構造を階段状に変更するのは、今回の工事が初めてなのか。</p> <p>◆3号ゲート以外のゲートについても、同様の工事が行われるのか。</p> <p>◆5年、10年後に再度更新する場合があるのか。その場合、改めて契約に係る入札を行うのか。</p> <p>◆「見積活用方式」は以前から採用しているのか。</p> <p>◆見積活用方式は、入札参加者から提出された見積書等を参考に予定価格を作成していると説明を受けたが、落札率が100%近くになっていないのはどうしてか。</p>	<p>◆本工事はダム工事であり、農業用水の供給のため、工事着手は稲作が終了する9月以降となる。</p> <p>また、工事場所が豪雪地帯であることから、工事期間は11月までとなり、限られた工事期間の中で全体工期として2年間が必要であった。</p> <p>◆入札不調後に行ったアンケート結果が1者応札となった理由と同様と考えている。</p> <p>◆この地区では初めてである。</p> <p>◆3号ゲートの使用頻度が最も高いため、当該ゲートのみ更新の対象としている。</p> <p>◆鋼材の老朽化等により更新が必要となれば、契約に係る入札手続を行うことになる。</p> <p>◆令和になってから、積極的に採用している方式である。今回の案件のように現場までの移動時間に制約がある、現場条件が過酷で標準積算と実勢価格に乖離がある場合など、実態に見合った経費を算出するために適用するものである。</p> <p>◆見積活用方式は、予定価格作成のための参考として入札参加希望者から見積書を求める方式である。</p> <p>なお、本件で提出を求めた見積書は、工事の総価ではなく、一部の工種（ゲート補</p>

	<p>◆入札不調・不落対策として、配置予定技術者の登録を変更する等発注方式を見直した結果、今回落札に至ったわけであるが、12者に入札説明書を交付した中で、申請書の提出は1者であった。申請書を提出しなかった11者に対し、再度ヒアリング等を行うことはないのか。</p>	<p>修、ゲート塗装) に対してのものである。</p> <p>◆工事については1者応札に係る事後審査の手続が明記されたものはないため、再度のヒアリング等を行っていない。但し、当方の発注条件を検討していく上で、業者の受注体制を踏まえることは重要であり、把握に努めて参りたい。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 簡易公募型競争 新津郷用水農業水利事業 水田幹線用水路他権利調査業務</p>	
	<p>◆落札率が非常に低い、どのような理由が想定されるか。</p> <p>◆指名競争参加者の選定について、評価の合計点数が低い場合に指名の選外となる基準点はあるのか。 申請が10者以内であれば、合計点数が2点、3点でも選定されるのか。</p> <p>◆1者だけ際立って落札率が低い、このような結果となった場合、発注者側において、理由や事情等を聞き取ったりはしないのか。</p> <p>◆技術的に低い成果となった場合、発注者側において指導等が行われるのか。</p> <p>◆指名参加者に付されているランクには、事業成績も反映されているのか。</p>	<p>◆本業務は土地の権利を調査する内容となっており、第三者との調整や打合せ等が含まれていないことから、工期内において、業務に投入する人員、期間等を受注者側の自由裁量で決定できるメリットがあったためではないかと推測される。</p> <p>◆選外となる基準点はなく、そのとおりである。 選定基準の中には、「技術者資格を有しないと選定しない」のような、欠格基準もある。</p> <p>◆1者のみ落札率が低かった結果に対して、実態等を把握する仕組みはない。 落札率が低い場合は、契約内容に適合した履行が遵守されるよう、しっかり業務管理していくことが重要と考える。 落札率が低かった場合、業務終了後、落札者以外の第三者による照査を行うことが契約条件となっており、当該調査により品質確保の対策を図っている。</p> <p>◆品質が悪い履行となれば、業務成績評定に厳格に反映されるとともに、状況、内容によっては指名停止の措置を講じる場合もある。 また、評価点が下がることにより、今後落札できる可能性も低くなっていく。</p> <p>◆そのとおりである。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 一般競争 液晶ディスプレイ外の購入 1 式</p>	
	<p>◆競争参加資格確認書を提出した6者の本社はどこなのか。</p> <p>◆競争参加資格エリアには、従来から「関東・甲信越」を含めているのか。</p> <p>◆競争参加資格が無い者が競争参加資格確認書を提出することがあるのか。</p> <p>◆物品の落札率は60%台が多いのか。</p>	<p>◆3者が石川県金沢市、残り3者は新潟県新発田市、東京都八王子市、新潟県新潟市である。</p> <p>◆全省庁統一資格の登録範囲がこういう指定になっており、今回の案件については、「東海・北陸」または「関東・甲信越」エリア地域の競争参加資格を有する者を指定した。</p> <p>◆年に1回あるかないかのレアケースであり、昨年度はこの1件だけです。</p> <p>◆物品の調達については、取引実態の把握のため市場価格調査を行っており、実際に入札に参加する場合にはさらに低い価格の入札となるため、落札率が60%台となる状況は比較的多いと考えます。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争（簡易型総合評価） 信濃川左岸流域農業水利事業 6号幹線用水路親沢工区その4工事(第2回変更)</p>	
	<p>◆契約金額の増額となった追加工事については、当初から想定できなかったのか。評価点の最も高い業者が、調査基準価格を些少下回る価格で入札し、競争を辞退している。事前に変更内容等が把握できていれば、結果が変わっていたのではないか。</p> <p>◆24者へ入札説明書を交付したにもかかわらず、申請書を提出したのは10者。また、低入札により3者が辞退しているが、このような案件は多いのか。</p> <p>◆各業者は、自社の評価点数を入札前又は入札後に把握できるのか。</p> <p>◆評価項目も知っているのか。</p> <p>◆評価点数の総括表は公開しているのか。</p> <p>◆技術者評価の点数が低かった者は、今後評価値を上げていくには評価項目の改善が必要になるということか。</p>	<p>◆工事を発注する際、事前にボーリング等による土質調査を実施しているが、契約後の追加調査により、土質や湧水の状況が精査され工法を変更せざるを得ない場合がある。</p> <p>土質調査の結果は公開されており、入札参加者全員が同一条件で入札に参加している。</p> <p>◆入札説明書の交付者から申請者が減少することは多くの入札で見られる。低入札については、調査基準価格ぎりぎりを狙って入札した結果ではないかと推測する。</p> <p>◆入札後、入札執行調書は公表され、評価点数を知ることができる。</p> <p>◆評価項目及び評価点数は、入札公告時に開示しており、各業者は自社の評価点を事前に推測することが可能である。</p> <p>◆公開していない（他者の評価点数はわからない）。</p> <p>◆そのとおりである。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 一般競争（総合評価） 早月川国営施設応急対策事業 早月川地区現場技術その2業務（第2回変更）</p>	
	<p>◆一者応札事後審査票について、事業者からのアンケート結果を踏まえ、「十分な公告期間を確保するため、早期発注に向けて本局と調整を行う」を具体的な改善策としているが、地域への貢献活動に対する評価事項の追加、評価ポイントの加算項目が多い等の意見に対しては、改善の必要はないという理解でよいのか。</p> <p>◆1者応札の事後審査について、アンケート結果では、競争に参加しなかった理由として、「他業務との兼ね合いから手持ち人員の確保が困難である」が回答業者5者中4者の結果となっている。改善策では「十分な公告期間の確保」としているが、本案件は緊急性を伴う業務であり、現実的な改善策ではないと思われる。</p> <p>また、一者応札事後審査調書においても、「対応策は適当であると認められる。」としているが、どのようにそう判断したのか。</p>	<p>◆現場技術業務については、農水省統一の評価項目となっており、当局が独自で評価点を変更することは難しい。意見については本省に伝え、更なる評価項目の改善に向けて努めていきたい。</p> <p>◆現場技術業務の1者応札については、他の業務や工事と異なり改善できる要素が少なく、なかなか効果的な案を出しづらいのが実情である。</p> <p>本業務については、今回の改善要望を受け、事業者が業務着手の十分な準備期間を確保できるよう今後に向けた改善策としたものである。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	その他全般	
	なし	
委員 講 評		
<p>◆本日の委員会において、意見の具申又は勧告を行うことが必要なことはなかった。</p> <p>頭首工関連のニュース含め災害や事故等の報道に触れると、施設の役割、重要性について認識させられるとともに、その業務に従事する職員等が一般市民の生活を支えていることを感じる。</p> <p>貴局の入札契約業務等が適正に行われているかを担保するのが委員の役割と自負しているので、引き続き適正な執行に努めてもらいたい。</p>		